

第8回 甲賀市自治基本条例策定委員会 会議録（概要）

【日 時】 平成26年1月17日（金） 14時～16時5分

【場 所】 水口社会福祉センター 福祉ホール

○出席委員

策定委員：13名（委員総数14名）

小林委員、村上委員、山川委員、寺田委員、安達委員、黄瀬委員、奥野委員、大原委員、田村委員、橋本委員、田中委員、三浦委員、馬場委員

庁内作業チーム：15名（委員総数22人）

柚口委員、奥山委員、橋本委員、藤村委員、谷委員、廣岡委員、田嶋委員、古谷委員、太田委員、今井委員、藤田委員、田原委員、澤田委員、呉竹委員、清水委員

オブザーバー参加：あいこうか市民活動・ボランティアセンター コーディネーター 宮治、大平

事務局：平尾、清水、築島、川上

傍聴者：1名

○次 第

1. 開会（市民憲章唱和）
2. 第7回会議録の確認について
3. 各グループの意見を問題群ごとに整理した一覧表について（前回の続き）
4. 次回の内容について
5. 閉会

■ 1 開 会

○事務局

皆さん、明けましておめでとうございます。

第8回となります甲賀市自治基本条例策定委員会を始めさせていただきたいと思っております。昨年中はこの策定委員会に大変お世話になり、ありがとうございました。今年もよろしくお願ひします。

それでは、まず市民憲章の唱和をお願いしたいと思います。私の「あいこうか」に沿ってご唱和をお願いします。

（市民憲章唱和）

○事務局

ありがとうございました。ご着席ください。

本日は、地域コミュニティ推進室長の中島が出張でおりませんので、私が代わりに

始めさせてもらいました。

今日の委員さんの出席の状況ですが、欠席の方を申し上げます。増山委員さんが欠席です。それから、庁内作業チームですが、生活環境課の林、上水道課の松井、商工政策課の西村、信楽地域市民センターの森島、公共交通推進室の中尾、危機管理課の徳田、それから地域コミュニティ推進室長の中島です。

それでは、この後の進行を小林委員長にお願いしまして、始めていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○委員長

改めまして、皆さん、こんにちは。年も改まりました。平成26年ということでございます。今日は第8回ということで、前回は4項目の問題を処理いたしました。その前が3項目、その前が2項目、2、3、4とだんだんペースは上がってきているわけでございますけれども、今日は第10番の項目からということになります。残り全部行くのは難しいかもしれませんが、皆さんが慣れてきたので、もしかしたら、今日と、もう一回ぐらいで終われそうだなと、だんだん目途が立ってまいりました。

この問題群全部について、皆さんがそれぞれ思っていることを一通り出していただいて、もちろんそれぞれ相反する意見もございましたし、まだまだ議論しないといけないところもありましたが、一旦、皆さんから全ての問題群について意見を出していただいた後、改めて意見を出していただいたものを集約し直して、ここを掘り下げて議論しましょうという形で、資料として作り直すということになっていますので、思っていることは今日も言い残すことにならないように、それぞれおっしゃっていただければと思っております。

ということで、どうぞ皆さん、今年もよろしくお願いいたします。

それでは、座らせていただきまして、議事に入ってまいりたいと思っております。

■ 2 第7回会議録の確認について

○委員長

次第の2番になります。前回第7回の会議録の確認ということでございます。あらかじめお手元にお送りいただいていると思っておりますけれども、ご覧いただきまして、何か修正すべき箇所などございましたら、ご意見をいただければと思っておりますが、いかがでしょうか。

○委員

8ページの下から5行目の、「甲賀市に利することが」を削除して、「市内に住んでいない人が」の次に「多数」という言葉を入れてください。「そんなことはあってはいけないことだけでも、我が国」の次に「や甲賀市」を入れていただき、「我が国や甲賀市に対して害を起すということも」と訂正していただきたいと思っております。

それから、9ページの2番目の委員の発言のところでは、「ここに住んでいる者にとって、害されたり、不利益なことになってしまうのは困る」と訂正していただけないでしょうか。

それから、同じページで、下から二人目の委員のところでは、「市に利する、利益になる、それは」を削除して、「その辺のところは大事だと思います。」としていただけないでしょうか。

次に下から9行目です。「例えばこの甲賀市を中国語にするということが出たとすると」を、「甲賀市の公用語が中国語になってしまうと困るわけですが、市民がつけたのを市民が決めたのですから。」としてください。

○委員長

はい、ありがとうございます。何箇所か訂正・修正を入れていただきました。

会議の席でそれぞれご発言いただいても、後々、見直してみると、自分の思っていたことと、言葉が少しずれているなどというようなことがどうしても出てくるかもしれません。そういう場合に、会議全体の話の流れが変わってしまうと、これはちょっと困りますけれども、会議全体の議論の流れが変わらない程度でしたら、今のようなご自分の発言のところは直してくださいとおっしゃっていただいてもいいのではと思いますので、皆さんで、もしありましたら、よろしくお願いします。

○委員

7ページの下から12行目、「自治基本条例ですから」というくだりですが、「地権者である市民」となっていますが、これは「主権者」という言葉に変えてください。

○委員長

はい、ありがとうございます。「地権者」ではなくて、「主権者」だということですね。

ほか、いかがでしょうか。

○委員

3カ所ほどお願いします。24ページの真ん中ぐらいの委員の発言の部分ですけども、「今回資料をいただいた甲賀市の地域福祉推進計画というのがあります。」という、その次の行に、「パンフレットを配付させていただいたと思うのですが、その部分で聞いている福祉」と書いてあるのですが、「聞いている」を「うたっている」という形に直していただきたいと思います。

それから、25ページ一番下の委員の、「障がい者の方ですけども」という3行目、「発達障がい」と「精神障がい」の「い」が抜けていると思います。

それから、26ページの「同意」の下の委員の発言部分ですけども、冒頭から「合

併しましたので、」という部分を、「合併しましたが、」に変更し、次の「合併前の旧町意識を追いかけている」のところですが、もう「追いかけている」を「背負っている」という言葉に変更をお願いします。

それから、委員の6行目から、「ただ、甲賀市が一体感を出すということは非常に大事なことですけど、実は土山は4村から成り立っておる」となっておりますけど、その「4村」を「4学区」に変えていただきたいと思います。その次の行ですけれども、「天気が晴れているとすると、隣の町の土山学区へ行ったら」というところでも、「の町」を削除していただいて、「隣の土山学区へ行ったら」という表現をお願いします。

それから、次の行で「鮎河というところでは、もう雪が降りそうだという」という部分ですが、「鮎河というところでは、雨が雪に変わっているのです。」に、変更をお願いしたいと思います。

最後ですが、32ページの副委員長の発言の部分ですが、後ろから7行目、「足かけ10年たってからつくるわけですので、遅きに失したということを行っています」となっていますが、「を行っています」の部分を「行っていました」という過去形の文章に変更をお願いします。

○委員長

はい、ありがとうございます。

ほか、皆さん、ご自分のところは大丈夫でしょうか。

○委員

15ページの「同意」の次の行でございますけれども、「今挙がっていたよう話は」というところですが、「今挙がっていたような話」であって、「な」が要と思います。

もう1点は、17ページの一番上の行で、「キャッチフレーズだけ終わってしまうと思います」というところですが、「キャッチフレーズだけで」としたほうがいいと思います。

もう1点、19ページの委員長の発言された2行上でございます。「その遊び場が甲賀市は少ないのと思いますので」とありますけれども、「少ないのと思いますので」ということで、「の」を削除したほうがいいと思います。この3点でございます。

○委員長

はい、ありがとうございました。私の発言部分を一部直していただきましたが、ご発言されたご自分のほうに、もしかするとあるかもしれませんが、特によろしいですね。

○委員

29ページ、「室町時代には、甲賀郡中村」と書いていますが、「甲賀郡中惣」で、「中村」さんではございません。

○委員長

ありがとうございます。その下のところ、委員長発言の1行目の後ろのほうですけど、「そうやって郡中村」のところも、「郡中惣」ですね。同じく直していただければと思います。

○委員

信楽高原鉄道の「鉄」の文字ですけれども、これは正式な「鐵」を使ったほうがいいのではないかと思います。

それから、11ページの6行目ですけれども、「住民戸籍を持った方」、この「住民」というのは、住民票のことではないかと思ひまして、発言された方はわかりませんが、住民ということでもいいのなら、それで結構です。もしも、住民票と改めたほうがいいのであれば、そちらのほうにと思ひました。

○委員長

信楽高原鐵道の話は、28ページの上から3行目は「鉄」で、そこから下の10行目のところは「鐵」となっていて、表現がばらばらになっています。その前の27ページも、「鐵」にしてくださいということです。

それから、11ページの上から6行目のところですが、住民イコール戸籍を持っていない方というふうな、しゃべり言葉的なニュアンスでとるのか、住民票をということしていくのか。どちらでも意味は通じると思うのですが。

○委員長

はい、ご発言いただいた委員さんから、「住民票」ということでお話をいただきました。「票」という字を入れておいていただきましょう。

○委員

15ページの下1行目です。「先だって清水寺の館長さん」と書いてあります。この「館長さん」ですが、「管長さん」ではないかと思ひます。

○委員長

はい、ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

もし細かい誤字・脱字などに気づかれたら、事務局におっしゃっていただくことにしまして、大きな訂正もないようでしたら、会議録の確認については以上とさせていただきます。

ただきたいと思います。

■ 3 各グループの意見を問題群ごとに整理した一覧表について

○委員長

それでは、次第の3番目、問題群ごとに整理した一覧表の続きに入りたいと思います。今、ご覧いただいていた会議録の30ページに、前回のお話のまとめが載っていますので、そこを復習の意味で見ておいていただければと思います。

ということで、前は、⑨市の一体感まで終わっております。今日は、⑩コミュニティからになります。ここからは、これまでの会議で関連するご発言が出ていたものについては、一番右の覧の資料に入れていただいているものもありますけれども、改めて必要なものについては、どうぞご発言をいただきたいと思います。

まず、コミュニティについて、これは関係されている方も多いためと思いますので、ご意見があれば、どんどん出していただければと思いますが、いかがでしょうか。

○委員

自治振興委員をして目につくわけですが、強みのところにも自治振興会が挙がっていますが、自治振興会でアンケートをとったときも、まだまだ自治振興会とは何かという方がいらっしゃったので、初めて委員をした方などに、こういうものだという説明がつくような自治振興会と市との立ち位置や関わり、どういうことを目的として設立したか等、そういう意味合いのことを、ぜひともここで取り上げていただけたらと思います。

○委員長

はい、ありがとうございます。自治振興会については、この条例でしっかり明記をしてほしいというご発言でした。

コミュニティに関しては、コミュニティについて明記すると言ってしまうと、それに尽きるだろうと思うのですが、例えば、こういう形で書いておいてほしいとか、自治振興会についてはこういうことを書き入れてほしいというようなこともあれば、ご発言いただければと思います。

○委員

自治振興会の位置づけですが、今の行政区の区と、自治振興会の地域での役割、あるいは甲賀市に対するアプローチについて、どういう役割をしていくのかというところが一番大事な部分だと思います。これが自治振興会の位置づけにつながる階段の一步と思っています。ですから、その部分をこの条例の中できちっとうたっていただきたいと思います。自治振興会と区の役員、同じ役員ですがけれども、自治振興会は、ボランティアで地域の皆さんの代わりに物事が動くという立場、逆に、区になれば地

域から委託、あるいは住民から推挙を受けて皆さんの先頭に立ってやるという、こういう形の認識があると思います。

ところが、自治振興会と区と違うところは、一つの区ではできない、あるいは単体の地域ではできないところを自治振興会が広域的にカバーしていく、これが区と自治振興会のできる、できないという一番大きな違いだと思っています。各区が3つぐらい共同して物事をやるということはなかなか難しいことです。

自治振興会は各学区に1つあり、区を幾つも巻き込んだ形で物事の展開ができることが一番大事な部分で、少子高齢化に向かう中で、地域を超えて、区を超えて、その垣根を超えた形で広域的に物事をカバーしていく体制をとっていく、ここが自治振興会のこれからの新しい位置づけというか、できた当初の精神ではないかと思っています。この部分を間違いなく、きちっとうたっていただくということが、後々の世代に対して大事なことではないかなと思います。

○委員長

はい、ありがとうございます。

○委員

自治振興会の設立された平成23年以降、役員をしまして、いろいろ感じるわけですけど、自治振興会の場合は、区とは違い、住民の皆様から、いわゆる会費的なものを一切いただかず、全住民が自治振興会の会員であると、そういうふうに記されております。区というのは、活動のための経費を区民の皆様からいただくという形で運営されている関係上、区といういろいろな活動そのものに反対であるという方や、その区に参画しないという方が非常に多くいらっしゃいます。特に住宅団地や、市街地は多いと聞いております。

そういう中で、自治振興会の場合は、会費的なものを全くいただいておりますので、どれだけ自治振興会の活動に賛同していただいているのか、なかなか把握できないところがあるのです。いずれにしましても、区なり自治振興会というものの活動に対して、多くの方が参画できるような仕組みというものを一歩踏み込んでつくっていかなければ、骨組だけをつくっても意味がないのではないかと感じております。

○委員長

はい、ありがとうございます。参加を促す仕組みということも必要ではないかということでありました。

○委員

甲賀市の中には里山だとか、子育て支援だとか、いろいろな市民活動をされている団体があると思います。NPOをはじめ、ママたちが集まる子育てサークルも、いろ

いろいろな団体さんがおられると思います。その方たちは、甲賀のまちをよりよくしたいという気持ちは同じだと思いますので、そういう団体を、より甲賀市の市民の皆さんに幅広く知ってもらうために、個々の活動の発信をしたいとか、横のつながりをつくったり、交流ができたり、そういうことも明記していただきたいと思います。

○委員長

はい、ありがとうございます。恐らく⑫の市民活動と協働のところにも関わってくるようなお話だと思いますけれども、それぞれの団体の活動発信であったり、双方の交流であったり、情報共有であったり、連携であったりと、そういったことを促していける仕掛けが要ると、その地域で活動しているコミュニティの団体もそうですし、NPO的なある程度地域を超えて、同じテーマで活動している団体もそうだし、さまざまな市内で活動されている団体が連携してお互いが発信し合っていけるようなことをおっしゃっていただきました。ありがとうございました。

○委員

先ほどからおっしゃっている自治振興会の組織、これが26、そして区長のシステムが199あります。自治振興会、区長会という2つの組織があるので、自治基本条例の中に、区長の役割や自治振興会の役割を明記すべきであろうと思います。将来、2つの組織が同じように平行線でいくのか、あるいは自治振興会という大きな組織の中に区長会というのが入っていくのか、それはもちろん議論しなくてはならないことです。

自治振興会という組織について、地域の皆さんは余り認識しておられないと思います。公民館があるところは、これまでの公民館活動として自治振興会が、同じような事業をしておられると思います。自治振興会は、自分たちのまちは自分たちでつくる、自分たちの住みよいまちをつくっていくのが自治振興会の基本だと思うのです。

区長は、行政から区民に対して、どういうものを情報伝達するかというのが一つの流れであり、地域から信頼していただけるのは、区長だと思います。まだまだ自治振興会の役員といえども、余り信用されず、好き者同士が集まって事業をやっているという認識しかないと思います。この自治基本条例は、そこをどのようにうたうかというのが大変重要ではないだろうかと思います。

○委員

今のお話に関連いたしまして、自治振興会と区とのコンセンサスが上がっていくという面もあるのでしょうか、そのすみ分けが確かに必要ですし、条例の中で明確にしてほしいと思います。

従前から私の地域には「みやまち宮跡づくり委員会」という組織があり、自治振興会と一緒に歴史・文化講演会を開催しております。一方、「紫香楽宮跡保存会」

という組織についても、1年交代で地域と講演会をやっておったわけでございますけれども、自治振興会ができた段階から、その文化講演会を自治振興会が主催をするようになってきたわけです。

今まで区でやってきたものを、自治振興会が実施する場合は、自治振興会と区とのコミュニケーションをもっと密にしていかなければいけないのかなとは思っていますが、その辺一つの摩擦が出てきているというのが現状でございます。

そんな意味で、この条例の中に自治振興会と区とのすみ分けをある程度きっちりしたもの、基本的なベースというのでしょうか、そういうものをつくっていただけたらと思いました。

○委員長

はい、ありがとうございます。

皆さんから具体的に、こういうふうなすみ分けを位置づけたらどうだろうかといったご意見がもしあれば、いただければと思います。

イメージで結構です。

○委員

みなくち自治振興会エリアには2,700世帯、人口は7,000人で、市から約1,200万円の交付金をいただき、事業を展開しています。事業をするにあたり、人集めをする場合は、区長さんの力が絶対に必要です。自治振興会については、2,700世帯に毎月広報誌を配布しても、なかなか人が集まりません。しかし、区長さんのお力をお借りすれば、何人集まれといえ、絶対集まってくると思います。

自治振興会と区長というものは、やはり一つになるべきではないだろうかと思えます。自治振興会の中に区長会という組織を入れて、市からの連絡は区長さんへ伝える。区長さんはそれを各区民、あるいは町代さんに周知してもらおう。そして、事業の例でいえば、私どもは敬老を祝う会、それは現在、区長の大きな仕事としているわけですが、今後、区単独事業では人がなかなか集まりにくくなり、事業を継続しづらくなれば、区長さんと話し合いながら自治振興会と一緒にその事業を展開する。徐々に自治振興会というのが住民に認知されるのであれば、区長会というものは自治振興会の組織の中に入れて、上手に、自動車の両輪のように、まずやっていくとなれば、どちらが上かという問題は多分解決されるのではないのでしょうか。

ただ、甲賀市内の中には、まだまだ自治振興会活動に温度差があると思えますし、区長さんのほうが一生懸命仕事をしているところもあると思えます。そこは、将来的に一本化ということも、それがいいかどうかは別として、うまく調整していただけたらと思います。

○委員長

はい、ありがとうございました。自治振興会と区との一体的な運営というようなことを、方向性として示していったらどうかというご意見でした。一方で、市内にも多様な地域事情があるから、それらのある程度反映できたほうが、それぞれの学区で運営がしやすいのかもしれないです。余り細かく書き過ぎないほうがいいのかもしれないですね。

○委員

地域の意見を上げるといったことを考えれば、コミュニティということにおいても、しっかり位置づけをしておかないといけないと思います。今の自治振興会の活動は、市からいきますと、地域の意見を聞くのはなかなか難しいと思いますので、その辺は以後解決することになっても、コミュニティというのは重要な位置づけだと思います。

○委員長

はい、ありがとうございます。地域の意見をまとめる側として、コミュニティ、自治振興会をきっちり位置づけていきたいと思います。

○委員

今、区長をさせてもらっていますが、自治振興会も関わらせてもらっています。

区、自治振興会両方があるので役がたくさんまわってくる状態になります。まちをよりよくするために、様々な役職がたくさん要るのかどうか、その辺のところはちょっと考えていただきたいと思います。特に田舎の場合は人口が少ないので、一人で1つ、2つぐらい役に当たっています。

例えば、去年の11月は民生委員の変更がありましたが、誰もなり手がいません。他にもたくさん役を担っているから、かんべんしてほしいということです。また、区長も誰もやりたくないと思います。区長をしたくないために地域を出ていった人もいます。自助・共助・公助というのはよくわかるのですが、我々から見ると、できるだけ役は当たりたくないという方もいらっしゃいますし、また、自治振興会に関わるいろいろな役がたくさんできるわけです。僕は毎月、区長会と自治振興会の2つの役のために時間や労力をとられている状態です。大阪や京都などの都市で暮らせば、そんなことはしなくてもいいと思うのですが。仕事だけ行ったらいいとか、そういう地域を担う役を省いていくということも、住みよいまちにする方法の一つかもしれません。

○委員長

そうすると、長時間余り負担になり過ぎないように組織に整理して、皆さんが疲れないよう十分な配慮が要るのではないかということですね。はい、ありがとうございます。

○委員

当時、自治振興会が設立すれば、区と自治振興会はどっちが上になるのか、どっちが下なのかと、こういうお話を区長さんが集まったときの説明会でもよく言われていました。私は、自治振興会というものをもっと理解していただければ、上か下かという議論は出てこないと、どっちが上で、どっちが下かという組織ではないと申し上げてきました。

区長さんは区を治めますが、自治振興会の会長は区を治めるということではできないのです。これは根本的に違うところです。それと、行政への住民の要望・陳情は自治振興会がするものではないということです。住民の代表は区長さんですので、区長さんが住民の意見をまとめて行政へ要望・陳情する、これが本来、区の役割の一つであって、自治振興会は、そういう役割を持った団体ではありません。この辺の行き違いをすると、上か下かという議論につながってしまうのです。そこを最低限、自治基本条例の中で位置づけをしないと、将来的に、人が代わったりすることで、定義が変わるようでは運営に困ります。だから、その落としどころはきちっとしたほうがいいと思います。

○委員長

はい、ありがとうございます。自治振興会はこれまでそれぞれ経験がある程度積み上げられてきているわけですから、それをうまく活かして条例に盛り込んでいけるといいですね。

○委員

住民の方のお話を聞きますと、自治振興会のことで何か関わっていただくには、役員でなければならないという意識を持った住民さんがたくさんいらっしゃるように感じております。そういったところから、市民という定義というのは、これから議論されると思うのですが、全てが自治振興会の構成員だということを、コミュニティの部分か、どちらかどうたえれば、もう少し住民の方にも浸透するのではないかと思います。

それから、もう1つ、区や自治会に加入することを強制することができるのかどうか分かりませんが、近隣の助け合いということや、区長さんが区の皆さんに情報発信をするということは、やはり大きく役割を担っていただいているということになりますので、情報発信を今後確立するという部分からも、区や自治会の組織に積極的に入っていただくほうがいいという思いを持っておりますので、そういったことも、この基本条例の中にうたわれればいいのかと感じております。

○委員長

はい、ありがとうございます。なかなか強制加入までは条例に書きづらいかもしれませんが、今おっしゃっていただいた多くの人に参加を促すような、そういうことは必要だろうと思います。自治振興会については、機械的に、そこの全住民の方がメンバーですよということをうたっておく。そのことで、どこかの団体で役員をしている人でないと、参加ができないように思われていることに関しては、克服していけるのではというお話でした。

○委員

自治振興会は、学区内にある民生委員児童委員さんやPTA、育成会、消防、更生保護女性会等、いろんな団体を横串でつなぐというのが役割であって、また、事業をする上で市内の自治振興会同士が連携していくのも一つの方法ではないかと思えます。

○委員長

はい。自治振興会の役割として、学区内のさまざまな団体を横串でつなぐ。それから、他のエリアの人たちと連携をしていくための窓口になっていくというご意見でした。ありがとうございます。

○委員

福祉の面で申し上げたいのですが、コミュニティの主な既存条例等の中に、甲賀市地域福祉推進計画が挙がっています。実は、この中には、学区社協というか、地域社協というか、そんな形で学区単位に地区社協を立ち上げてもらっている地域もごさいます。もしそういう組織のないところにつきましては、自治振興会が担っていただき、学区社協があるところは、自治振興会と共同・連携しながら進めていくという形になってくると思うのですが、自治振興会の役割について盛り込んでいただけるのも一つの方法かと思えます。

社協としても、まず地区社協の立ち上げに尽力をさせてもらっているところで、立ち上げしてもらっているところもたくさんあるわけですが、立ち上げしてもらってないところもたくさんありますので、その辺のところは検討した中で、自治振興会でも進めていくというのが一つの役割としてあるかと思えます。

○委員長

はい、ありがとうございます。学区単位の地区社協としての役割も自治振興会で担っていただけるのではないだろうか、というお話でした。

コミュニティに関連しては、あと、よろしいですか。

○委員

コミュニティという定義ですけれども、地域で意思疎通を図る生活的集団と単純に考えたら、コミュニティというのは区単位、組、あるいは学区単位なのかということも考えられるのですけれども、ある程度コミュニティというのはどの範囲を示すのか、この辺はどうですか。

○委員長

コミュニティという言葉、行政用語としては1970年代に旧自治省、今の総務省が使い始めた言葉だったと思います。イメージとしては、多分、学校区単位ぐらいの広がりでもって、一つの自治体では大き過ぎるようなことも、ちょっと小回りのきくというか、身近なことを自分たちのところで解決していくための仕組みとして、何かをつくってはどうかということから言われるようになってきた言葉だと思います。

ただ、それぞれの市町によって、どういう範囲でコミュニティを設定するのか、あるいは何をもってコミュニティと呼ぶのかは、大分、時もたっているので違ってきておりますので、この⑩では、何となくコミュニティというふうにくくって整理されていますけれども、条例で書く際には、多分その言葉を使わずに、自治振興会なり区なりという言葉をちゃんと使って中身を定義していかないと曖昧になってしまうと思うので、条例にするとき、その定義はしっかりしていく必要があるかと思います。

ほか、よろしいでしょうか。

では、続きまして、⑪の行政というところにまいりましょう。行政の役割に関しては、これまでそれぞれのところで、役所はこういうことをやってほしい、行政はもっとこういうことをやるべきじゃないかということをおっしゃっていただいているのですけれども、改めて、特に行政の役割なり義務なりということで、こういうことはやっておいたほうがいいのではないかということがありましたら、ご発言いただければと思います。いかがでしょうか。

○委員

今までの行政、特に地方行政というのは役所主導型になってきておりますが、これからの分権社会といいますか、地域分権といいますか、そういうことが言われる中において、行政と住民のパートナーシップというところは、この基本条例の中では、ちゃんとうたっておく必要があると思います。

○委員長

はい、ありがとうございます。まさに次のことにも関係するところですね。行政と住民とのパートナーシップ等々をうたっておきましょうというお話でした。

○委員

「行政」という部分ですが、ここは住民自治に関することだと思うのです。住民が

自分たちの生活や暮らしを守っていくということと、行政によって住民の暮らしや生活を守っていくこと、ここが行政の役割だと思うのです。だから、住民自治をどういう形で行政が進めていくか、行政としての住民自治という観点できちっと落としていかなないと、逆に言えば、本来行政がすることを、なぜ区長がするのかとか、住民がしなければならないとか、そういう転嫁型の言い方になってしまいます。

そこが一番、これからの時代、難しいところで、人が少ないにもかかわらず役職は多くなって、行政はどれだけ住民に押しつけてくるのかというような形になってしまうので、これから人口が減少し、高齢化時代を迎える中で、住民と行政との車輪の回し方、ここを自治基本条例の中でうたっていないと不平不満だけが重なってくる可能性があると思うのです。そこをうたっていただきたいと思います。

○委員長

住民自治を行政としてどう進めていくか。逆に言うと、住民と行政と、どういう役割分担をしていくのかというようなことをしっかりうたっておく必要があるのではないかということですね。行政が本来的に担うものは何なのか、行政の役割は何なのかということ、ここでしっかりと特定しておかないと、際限なく何でも行政に求める、あるいは行政に押しつけられたというような不毛の議論が出てくるということのご指摘だったと思います。ありがとうございます。

○委員

「この委員会で考えていきたいこと」のところに「福祉事業の役割分担」とありますが、社会福祉協議会としても、年々その事業の間口が広がっていく一方です。そんな意味で、大変な状態ですけれども、行政と社協とは一体のものとして、互いに協働しながら進めているわけでございます。その内容によって、社協がやる部分、行政がやる部分というすみ分けを表現したらいいのでしょうかけれども、そんな形のを、この中に盛り込んでいただけたらと思います。

補助金の見直し等につきましても関連しますが、条例にも、すみ分けという部分を役割分担する中で、盛り込んでいただけたらと思います。

そうしないと、社協の事業もどんどん増えていき、パンク寸前の状態になりつつあることから、ひとつよろしくお願いしたいと思います。

○委員長

はい、ありがとうございます。

役割分担の話が出ておりましたけど、ほかはどうでしょうか。

○委員

行政の役割というのは市の役割ということでしょうか。市の役割といえ、我々市民ができないことをやってもらうということですが、地域要望についてはお金が無いからできないと言われます。しかし、実際は、均衡ある発展という言い方を、声の大きなところの意見を聞いているのではないかとも思われ、不公平を感じます。

そういうところは、区長あるいは自治振興会、住民が、今後どのように行政に関わっていくのかということです。我々はいろんな税を納めていますが、例えば、人口の少ない学区の学校や、公民館、図書館、そして文化ホールを今後どうしていくかということ行政は費用対効果を含め、我々が思っていることを行政がはっきりと住民に対して説明していただく必要があります。当然、議会もそういうことを言ってもらわないとだめですけども、そこはまちづくりのプロとして、将来の人口が9万3,000人になるのか、9万5,000人になるのか、衰退してしまうのか、甲賀市の将来を本当に考えているのかどうか、そういうところを行政職員自らももっとやっていただきたいと思います。自分の愛するまちにとって、これではだめですよというようなところは、我々住民の代わりにもっと積極的に言っていただきたいと思います。

ということは、条例の中に、市の役割は住民協働、お互いにまちづくりを担っていく、できないところはお互いに補いながら、住民の要望等も積極的に取り入れていただくということが大事なのではないでしょうか。

○委員長

はい、ありがとうございます。行政の役割として、まちづくりのプロとしての役割を果していく。市民ではできないことを、行政は責任を持ってやってもらわないといけない。その一方で、費用対効果ということもきっちり考えて、施設の整備・統廃合とか、なかなか市民では言い出せないようなこともきちんとやっていく。そのための情報提供ということも必要だろうと、こういうことをおっしゃっていただいたかと思っています。

○委員

行政がすることを市民にさせているというようなこともおっしゃっていましたが、僕もそう思う一人です。社会というのは分担社会であり、これが効率的なことなのです。昔でしたら、住民は仕事をしながら、道路の修繕をするなど地域でしていましたが、これでは効率が悪いので、現在は住民が税金を支払い、市の職員を雇い、その職員にいろんなことをしてもらっています。僕らは、一生懸命仕事をして税金を納めることに専念をする、そういう社会がいいと思っています。

だから、普段仕事をしている住民が、このような3時の会議に出席すると非常に効率が悪いと思うのです。住民は普段、働いているわけです。働いて税金を納めているほうが大事だと私は思います。僕は、できるだけ職員の人に働いてもらい、住民がこういう役をしなくて済むようなことが、住みよい社会だと思っているのです。

さっき言いましたけど、もし名古屋や東京、大阪などに住んでいたら、区長をすることはないと思います。自分のことだけして、今日は日曜日だから遊びに行こうとか、楽しいことばかり考えたらいいのですが、若い人などは、できるだけ仕事をしたいし、遊びもしたいと考えているのではないのでしょうか。税金を払いながらも、協働とか、自助、共助と言いながら、行政的なことをさせられていると思っています。僕らは税金を納めているのですから、その分、行政サービスをもっとしてほしいと思います。

○委員長

税金を負担することと、それによって、どれだけのサービスを受けられるかというところのバランスでしょうね。だから、それを全部行政でやってもらうということになると、もっと負担をしなければならないということになるのかもしれませんが。逆に、いろんな役をやる人は免除されるけども、役をやらない人はその分、お金を払ってくださいという仕組みになっていくこともあり得るのかもしれませんが。

これはなかなか難しいところで、どれぐらいの負担で、どれぐらいのサービスを求めるのが妥当なのかというのは、これは世界中で議論のあるところですけども、甲賀市の場合は、本来的に行政が担うものというのは何で、税金をいただいて、市がやるべき仕事の範囲はどこまでで、それ以外、住民の皆さんにやっていただくところはどこかというところを線引きしておかないと、何となく、我々は税金を払っているにもかかわらず、全然サービスを受けられない、あるいは全部やらされていると思う方が出てきてしまうことになろうと思います。

そういう意味で、そこはルールとして、ここまでですよということが書いてあると、皆さんが納得しやすいということになるなと思いました。

ほかは、よろしいでしょうか。

○委員

我々も、従来はそういう考えを持っておったのですが、これから地域主権の社会になっていくとか、分権社会になっていくとか、住民が関わるが多くなるような社会になっているというのは、行政主導型の行政ではなく、そこに住民が絡んできて、よりよい地域社会・コミュニティをつくっていくというようなものに持っていったほうがいいだろうと。そのためにはどうしたらいいか、役割分担をちゃんとしておくと、住民の役割、あるいは市の役割、団体、自治組織等の役割、そして自治振興会、こういったところも役割を明確にして取り組めばいいと思います。

○委員長

はい、ありがとうございます。内容的に、次の協働のところの話に大分関連してきていますが、行政のところは、とりあえずよろしいですか。

私から2点だけ、こういうことも考えておいたらどうでしょうということをおきます。1つは、これまで出てきている話だと思えますけども、公平性です。行政を推進していく上で、特定の人たちだけが優遇されるとか、さっきも出ていましたが、声が大きい人が、結局、得をするみたいになると不公平が出てきますので、公平性ということを考えていただく必要があると思えます。

もう1つは、透明性でしょう。プロセスの透明性みたいなことを、どこかで書いておいていただくといいと思えます。何となく見えないところ、よくわからないところで物事が決まっているという感覚を持たれると不信感を生むもとだと思いますので、透明性をできるだけ担保していただくということは行政に求めていきたいと思っております。

それでは、次の⑫市民活動と協働に参りたいと思えます。先ほど来、協働についてもご意見をいただいておりますけど、さらにご意見があれば、どうぞよろしくお願ひします。

協働だけじゃなくて、市民活動と協働ということでもありますので、NPOなりボランティアなり、そういったことに関する議論を含めてご意見をいただければと思えますが、いかがでしょうか。

○コーディネーター

いろんな社会があると思うのですが、国が提案している「新しい公共」という考えがあります。新しい公共というのは、企業からもたくさん税金をもらい、そして行政が市民に代わってどんどん仕事をやっていた高度成長時から、自分たち市民が公共の部分でできることはやっていきたいと思います、という流れから来ています。

では、どのようにやっていくのかというと、今度は行政と市民がお互いに理解しながら、そして、お互い強みの部分を出し合って、仕事をしていこうという、そういう協働という考えが出てきました。ただし、協働する場合は、ルールが要ります。それから、先ほど委員長がおっしゃったように、公平性と、そして情報の公開という透明性、そういうものがそこに明示されないと、なかなか協働によるまちづくりは難しいと思えます。だから、甲賀市ではどうやってそのルールをつくっていくのか、新しいルールのつくり方というのが提案されているのではないかと思います。

○委員長

ありがとうございました。新しい公共という議論の中で、協働の規則的なことを甲賀市としても定めていけるといいのではないかとご指摘をいただきました。

○委員

協働という言葉も、数か月前に初めて聞いた言葉でよく理解できていないのですが、今のお話で、前は公務員の方がいろいろサービスを提供していたけれども、時代

が変わってきたというお話でしたが、これはどういう理由なのでしょう。例えば、職員の数が以前と比べ半分ぐらいに減ったとか、あるいは仕事量が倍に増えたとか、そういうことでしょうか。

○委員長

仕事をしなくなったわけではないと思います。ただ、経済が右肩上がりに成長してきたときは、税収もどんどん伸びていくので、毎年、前年にできなかった仕事も実施できるということで事業を拡大してきたわけです。それはさっきも委員さんがおっしゃっていましたが、昔であれば、例えば道普請のように役所に任せないで、地域でやっていたことなどを、全て役所でやってほしいとみんながニーズとして要求していくと、財政が伸びている時代では、全国どこでも役所の仕事がだんだん増えていったと思うのです。

ところが、全てそのトレンドの中で仕事をどんどんやってきたのですが、右肩上がりだった経済成長がとまり、今は下がっているわけです。そうすると、国も、地方も財政状況が厳しくなってきた、赤字がどんどん増えてきている状態に陥り、何でも役所がやってきた拡大路線を見直さないといけないのではないかとというのが、大きな流れだと思います。

それと、もう1つは、景気だけの問題ではなく、子どもが減っているとか、人口が減っているということも当然関係していると思います。一方で、まちづくりを進めるにあたって専門性というのが高くなってきているわけです。昔であれば、例えばその辺のごみを野原で焼いても、誰も文句を言わなかったのですが、今、うっかりその辺でゴミを焼くと、ダイオキシンの問題も出てきますので、いろんな専門的なものが問題になってくるようになり、チェックをするという新たな業務も役所の仕事として増えてきていると思うのです。

そうすると、今まで高度な、専門的な業をしなくて済んでいた時代の職員さんの数、あるいは仕事の仕方と、今の職員さんの仕事の仕方は大分変わってきているのではないのでしょうか。その時代が変わってきている中で、従前と同じやり方でいいのかどうか、見直しを図っていこうということがあると思います。

○委員

実際、数字で表すとしたら、公務員の数例えば半分ぐらいになっているとか、3分の2になっているとか、数が減っているのでしょうか。

○委員長

半分とか、3分の2まで極端に減ってはいないかもしれないですけども、ここ数年どの市町村でも、職員の数というのは、正確な数字は事務局が持っておられると思いますけども、減らしてきています。一方では、財政上、これだけたくさんの職員を抱えておられなくなってきているということもあると思います。

○委員

仕事量が増えているにもかかわらず、職員が減ってしまい、何とかしなければならぬというのはよくわかるのですが、具体的な理由でないと、理解がしにくいと感じます。

悪くとれば、職員が楽をしたいために市民に仕事を押し付けていると思えるわけです。以前と比べ仕事量が3分の1増えた、職員も3分の1減った、だから、仕方がないので住民に本来職員がすべき仕事を回していると。そういうことであれば理解できますが、経済がダウンしているというイメージでは理解しにくいところがあります。

○委員長

具体的な数字が必要であれば、事務局に職員数の推移とか、あるいは財政事情であるとか、そういったものはお持ちだろうと思いますので、次回でも、そういった参考資料をご提供いただくということによろしいでしょうか。

○事務局

はい、わかりました。定員適正化計画というのを持っていますので、そのあたりも提示させていただきます。

○委員

財政的な問題であるとか、業務量の問題であるという以外に、住民の自治意識そのものが伸長してきたこともあると思います。高学歴化であるとか、いろいろな要素があるのですけれど、そういうことも大きな要素の一つだろうと思います。

○委員長

はい、ありがとうございます。まさにそうですね。参加したい、自分たちで物事を決めていきたい、自分たちも決定に加わりたいという、そういうニーズが増えてきています。それはおっしゃるように高学歴化してきたり、市民生活の中に余裕が出てきたりしたことによって、そういう話が全国各地で起きているというのも、トレンドとしては見逃せないなということです。ありがとうございます。

○委員

協働という言葉も、また総務省からの言葉でしょう。今までパートナーシップというのが総務省からかなり発信されましたけども、いつの間にか、パートナーシップから協働という、お互いに助け合って、できないところは市民参加の部分によってまちづくりをしようというようなところではないかと思います。市民団体あるいは事業者等が力を合わせて、行政と協働しながらまちづくりをすることだと思えます。

そして、行政の説明責任、いいかげんな説明では住民も納得しないでしょう。住民を納得させる行政の説明力がなければ、相変わらず行政に不満を持ち、税金を納めないということにつながるわけです。難しいところですが、そこは参加してお互いに助け合う。お互いに知恵を出し合ってやっていくところしかないと思うのです。

○委員長

はい、ありがとうございます。さっきの前段のところに戻るのかもしれませんが、行政の役割として説明責任ということも必要だということ。それがないと、行政の不信というのはなかなか拭い去れなくて、協働というのはいまうまくいかないという話でした。

ほかに、この協働なり、市民活動と協働との関係も含めて、このところについて何かご意見はございませんでしょうか。

よろしいですか。

— 同意 —

はい。もし思い出したら、また後で言っていただくとしまして、⑬の安全・安心というところに行きたいと思います。ここについても、既にこれまでご意見が出てきた部分もあるわけですが、また改めて、何かあればおっしゃっていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○委員

甲賀市は、自主防災組織の制度は何パーセントですか。自主防災組織ができているのは結構少ないですね。やはり安心・安全、有事があったときには自主防災組織があれば、安全の確率が高まる。自治振興会等や区長会としても、設立してくださいと、行政が言っておられるわけですが、設立が少ないように聞いています。我々住民も責任があるわけですが、そういう大事なところも必要ではないかなと思います。それで初めて、安心・安全というのが確立されると思います。

○委員長

はい。自分の身は自分で守るという、自主防災の取り組みということも必要というご意見でした。

○委員

災害だけでなく、いろんな危害が加わるものについての安全・安心という考えがあると思うのですが、何かが起こったときへの対応としての安全・安心と、何かが起こるまでに、防止するための安全・安心の体制、この2つを区分けする必要があると思います。本来、事が起こるまでに安全・安心の体制が整っているべきであり、そ

この部分が大事なところだと思います。

行政は、何かが崩れてから、何かが起こってからでないと、対応しません。河川関係は、特に多いです。しかし、何かが起こってからでは遅いのです。起こるまでに安全・安心な体制をつくっていくということ、ここの部分が一番大事だと思います。だから、起こってしまったら、より一層の安全・安心にするということが大事です。起こるまでに安全・安心なまちだという、ここの部分を自治基本条例の中できちっとしていく必要があると思います。

○委員長

はい、ありがとうございます。今、おっしゃっていただいたのは、川があふれてから、山が崩れてから災害復旧を受けるのではなく、それが起こらないように治山・治水、砂防というようなことを取り組んでいくということも必要だろうということですね。

ほか、安全・安心に関してはよろしいですか。

○委員

大規模災害対策で、市民レベルといいますか、家庭の次元では例えば家屋等の耐震強化を図ったり、家具などの倒壊防止のためにフックをつけたり、あるいは食料や水などの備蓄をしたり、非常持ち出しの器具を整備したり、いろんな対策を講じておられると思うのですが、地域防災計画とかハザードマップ等をいろいろ行政がつくられて、市民に周知を図っておられるのですが、いま一つ浸透していないような気がいたします。

例えばハザードマップのようなものについては、自主防災会が管轄する地域のハザードマップをさらに作製するような活動をするなどによって、危険認識をさらに進めていくことができるのではないかと考えている次第です。

○委員長

はい、ありがとうございます。そうすると、ちょうどこの「条例に盛り込んでいくべきこと」というところに、市の責務として地域の状況把握と情報の共有という、以前に出ていた意見になりますけど、セアカゴケグモだけじゃなくて、今のハザードマップ的なことも含めて、市だけではなくて、市民もまたそういう状況をきちっと把握して、その情報をお互いに共有するというのも入れていけるといいということでしょう。

○委員

市がやっているだけでは、市民が危険を把握できないので、自ら動かないといけないということだと思います。

○委員長

はい。市民もみずから動こうということでありました。

○委員

安全・安心というのは、大きなことだけではなくて、小さなこと、安心して暮らしたいということもあると思うのですが、そういった中で、どの世界においても安全・安心という意識を持つことが大事だと感じております。そうしますと、小さなころから関心を持てるような計画をしていくとか、反対側から見ると、見守りという部分、そういったところは、住民相互で見守りをしていく必要があるのではないかと思いますので、地域の方が協力しながらまちをよくしていくということであれば、見守りという部分をどこかにうたっておいたほうがいいと感じております。

○委員長

はい、ありがとうございます。住民の方同士で見守りをしながら、何かあったときに、お互い相手のことを把握できるようなということですね。条例の書き方として、見守りというか、一步間違えると監視社会みたいになってしまうと困るので、どう書くかは難しいところですが、お互いを支え合っていくようなこと、というご意見でした。

ほか、安全・安心はよろしいでしょうか。

○委員

安心・安全は今、委員さんがおっしゃったように、小さなこともあると思います。この関連条例のところにもあるように、インフルエンザですとか、そういうこともありますので、確かに市からの危険情報や啓発というのも大事ですが、子どもとかお年寄りも含めてそれを受けて、地域の団体や家庭、学校というところにも、啓発とか、教えていくとか、そういうことも大切ではないかと思えます。

○委員長

はい、ありがとうございます。地域の団体、学校などへも予防・啓発をしていこうということでした。

あと、安全・安心はよかったですか。

では、手が挙がっておりませんので、次の⑭人権のところに参加したいと思います。ここについては、後半になってきて白いところが多くなってきているわけですが、こういうこともあるんじゃないかというご意見があれば、言っていただきたいと思えます。いかがでしょうか。

よろしいですか。

さまざまな場面、子どもの人権とかお年寄りの人権とか、障がい者の人権と関わっておられる方もいらっしゃると思うのですが、どなたかご発言はないですか。

○委員

人権は大切です。しかし、物事は何でもそうですけど、過ぎたるは及ばざるがごとしというぐらいで、足りないようになっていけませんし、過ぎてしまうのもだめだと思います。昨今の時代、少し行き過ぎているような感じがあると思ひまして、例えば、部下に飯を食いにいこうと誘うと、これはパワハラになりますとか、そういう話になってきます。適切なレベルの人権というか、それをぜひ入れてもらいたいです。

○委員長

良識的な、過剰でない適切なレベルの人権ということでしたが、どこまでが過剰と思われるかと、意見がいろいろあるのでしょうか。ハラスメントということをおっしゃる方も中にはみえますからね。

○委員

人権というのは命の根源であろうと思います。人権問題につきましては、甲賀市の人権教育推進協議会をはじめ、甲賀市の人権推進課でも、具体的な人権問題について啓発活動を実施されています。現に甲賀市では、合併してから今日まで11件の差別事案が発生しております。それはほとんど同和問題に関するものであり、そういう人権問題があるわけです。

幾ら人権啓発をやってみても、なかなか参加をしてもらう方が少ないというのが現状でありますし、実際に差別をした方に聞いてみますと、人権学習会には一回も参加したことがないという方が多いです。人権学習会等々に参加をされている方は、人権意識の高揚という形につながっていると思います。

だから、人権教育推進協議会なり、また市で人権啓発、人権学習会を行っているわけですが、それを市民の方々がどのような形で参加してもらえるのかが非常に大きな課題だと思います。条例に入れることについては非常に難しいかもしれませんが、何かいいお知恵がございましたら、お出しを願いたいと思います。

-

○委員長

はい、ありがとうございます。

○委員

前回の高齢者と子どものところでも、障がい児等ということで入れていただいていますけれども、まだまだ発達障がいであったり、内部障がいであったり、見た目ではわからない障がいに対する啓発というのが、年間を通して、行政が啓発活動をして

いる回数というのは本当に少ないので、まだまだ理解が進んでいないなと感じますので、啓発活動というのをもっと活発にしていき、市民にどれだけ理解を深めていただけるかというところが本当に大事なところですよ。関係者は割とわかっているところもあるのですが、市民の理解がなければ、生きていくというのはなかなか難しいことです。市民の理解というのがキーポイントになってくると思うので、ぜひともそういったことを組み込んでいただけたらなと思っております。

障がい者問題、差別というところに関わっていないと、なかなか見えてこない部分ではあるのですが、まだまだいろんなところで差別があるみたいなので、そこら辺のところも、うたっていただきたいと思っております。

○委員長

はい、ありがとうございます。目に見えない障がいなどを含めて、難病とか、セクシュアルマイノリティーなんかもそうでしょうけど、目に見えないと、存在していないことに社会ではされてしまったりして、その人たちの存在を忘れ去られて、知らず知らずのうちに、その人たちがつらい思いをするような言動があったりするということもあります。

今おっしゃったように、それを市民の方たちに広く知っていただいて、「もしかしたら、あなたの発言がそういう方たちに傷をつけることになりはしませんか」ということを意識していただくということも大事だろうということですね。

人権というところに関しては、ほかにどうでしょうか。

○委員

いろんな事業をする上で、当然のことですけれども、人権に配慮した事業をすることが大切だと思います。例えば昨年、大原・佐山・油日の自治振興会で実施した人権研修には手話通訳さんを依頼しましたし、また、大原自治振興会の敬老事業には、サマースクール、ウィンタースクールの参加者にもそういう活動をするなど、人権には「知っているから、しているへ」というキャッチフレーズがありますが、さらに人権を意識をしながら、人権に配慮した事業を、全てにおいて実施していきたいと思っております。

○委員長

はい、ありがとうございます。

○委員

事業に人権学習会を持っていただくことは本当に素晴らしいことだと思います。私どもの自治振興会でも、人権学習の集いを2月8日に開催する予定です。年に1回、自治振興会で、いわゆる人権教育推進協議会とか講座ということをして市の人権推進課が

実施していますが、それ以外に、自治振興会の人権学習会、または各種団体に声をかけて、総会の中で人権学習会をやってもらうなど、人権学習をやっていただく輪を広げていくようにはしています。

そういったことも人権教育、人権啓発につながっていくことと思いますし、先ほども申し上げましたけれども、それぞれの立場の方々がその人権学習会に参加をしていただければ、少しでも裾野が広がっていくと思ったりしています。

○委員長

はい、ありがとうございます。

ほか、人権のところに関してはいかがでしょうか。

既にこれまで出てきているところとも関連していますので、あと、ほかにご意見がなければ、このあたりでよろしいですか。

— 同意 —

そうしますと、これで⑩のコミュニティから⑭の人権まで、皆さんからご意見を出していただいたというところであります。残りが、⑮、⑯、⑰、それから前文に当たる場所でもありますので、どうやら次回にはこの辺まで終われそうな感じですね。なので、次回は最後まで終わって、もし時間があれば、これまで過ぎたところで振り返ってみて、そう言えばあそこで言い忘れたけど、これが抜けていたなというようなことがあれば、次回にそこも出していただければと思います。

ということで、残り時間が七、八分はあるかと思いますが、切りがいいので、ここで次第の3番の議論は一応終了したいと思うわけですが、よろしいですか。ちょっと言い忘れて、これだけは言っておきたいという方はおられますか。

○委員

1点、再確認をさせていただきたいと思うのですが、前回に言葉とか、そういった定義ということがありまして、前回では条文をつくる段階で統一しようかという話でした。例えば「及び」、「並びに」という表現は後から検討してもいいと思いますが、「市民」「住民」といった大事な表記の定義は、その都度議論が必要だと思うわけです。市民とすべきか、いやそれは住民になるのではということになってくるのではないかと思います。後から統一するということと、その都度、統一するということに分けたらどうかと思うのですが、その辺はどうですか。

○委員長

進め方として考えているのは、次回で各項目についての皆さんの意見が全部出尽くす感じですか。ここまでは、それぞれ意見を出していただきましたが、結論というも

のは一つも得ていません。とにかく意見を出していただきました。出していただいたものを整理する中で、例えば市民という言葉、あるいは住民という言葉が、いろんなところで、いろんな局面で出てきています。それ全てが、同じ人たちを指しているかという、多分違いますね。全部出し尽くしてから見比べなければ、場合分けがしづらいただろうと思うのです。

そういう意味で、いろんなところで出てきているけども、この場合と、この場合は違っても、その後、いろんなパターンが出てくるから場合分けがしやすくなるので、そこで議論ができればと思っております。だから、途中の段階での議事録だけを見ると、確かにそういうことで、これは何を指しているのだろうかというところはあるかもしれないけども、その全部の流れを見ていただくと、それを踏まえて整理してきたのだなという、段階をたどっていただけるとわかるような形になるのではと思っております。

○委員

ただ、会議をすると議事録が残るわけですけども、傍聴の方がおられますし、また議事録も閲覧されていくでしょうから、その中で最終的に結論として出した文言と違いがあるということは、後で修正できるということであればよろしいですけども、膨大な議事録は修正できないと、なかなか難しいと思うのですけども、例えば県議会なんかでも、市民という定義というのは結論を出してないというところも一時期あったわけで、非常に難しいと思いますけど、今の見解でわかりました。

○委員

行政の話も出ましたけども、特に甲賀市の場合は、議会基本条例が既に施行されているわけです。これについては、自治基本条例の範疇ではやらないということになると思います。ということは、すみ分けをし、自治基本条例と議会基本条例の二本立てにするということです。そうなりますと、この自治基本条例は、甲賀市においては最高規範にはならないという理解でよろしいですか。

○委員長

最終的に、市長さんが条例案として議会にお出しになるときに、そこはどう判断されるかということにかなりかかってくると思います。だから、この委員会の場で最高規範になるのか、ならないのかというところは、私もよくわからないところでありますけれども、ここである程度意見を集約して、こんな自治基本条例をつくらいかどうかというご提案をします。そのときに、皆さんがこれは最高規範で、議会基本条例の上に乗っかる条例をつくりたいとおっしゃって、それが集約されれば、そういうふうな意見の主張もまた必要でしょう。

でも、これは二本立てだから、最高規範にはならないという理解で我々もいこうと

皆さんが思えば、そういう形で市長に意見を申しあげるでしょう。それを受けとめて、市長さんが最終的に、こういう条例にしていきたいというのを、もう一度整理し直して、議会に提案されることになると思います。

○委員

我々の理解からいきますと、自治基本条例があつて、その下に議会基本条例など、いろんな条例が一緒にぶら下がってくると思うと、それは自治基本条例が最高規範であると思うのですが、議会基本条例が先行していますから、それはそれで二本立てでいくということはほかの自治体でもやっていることですし、私は間違いないと思っています。

○委員

私は、そんなことを考えてつくる必要はないと思います。市民憲章はどうなっているか。市民憲章も議会で議決され、会議があるごとに市民憲章を唱っています。この市民憲章と自治基本条例とがどう整合するのか、いろいろと問題が出てくるわけでしょう。自治基本条例が最高規範である必要はないとなると、ややこしくなります。今後、また皆さんの意見をもらわないといけないと思います。

○委員長

現時点では、我々も市長さんから委嘱をいただいた立場ですから、それを超えるようなことはできないと思いますので、市長さんはじめ、こんなふうを考えていますよと、あるいはこういう整合性をとりたいと思っていますよというお考えがあれば、またこの会議にでもお示しいただくということにしたいと思います。

幾つかご意見をいただいて、ちょうど4時を回りましたが、ほか、ご意見はよろしいですか。

■ 4 次回の内容について

○委員長

では、4番の次回の内容についてということで、事務局からご説明を。

○事務局

今日も闊達なご意見、ありがとうございました。

次回、第9回の会議は、2月13日の木曜日、午後2時から4時ということで、場所は、前回と同じく、サントピア水口 教養文化室で行います。よろしく願いいたします。

○委員長

はい、ありがとうございました。

同じ水口でも場所は今日と違いますので、お間違いにならないようにお願いします。それでは、閉会の締めを副委員長にお願いしたいと思います。

■ 5 閉会

○副委員長

大変、皆さんお忙しい中を、精力的な協議をいただきまして、誠にありがとうございました。

先刻の議論の中で、この条例が最高規範となるのか、ならないのかというようなご意見をいただきました。憲法があって、法律があって、条例がある。その条例には、どれが上で、どれが下であるかということはないはずです。ですから、どんな条例であっても全て平等な位置づけがしてあるはずです。ただ、国の法律は上位法というものが、裁判でもそうですけども、当然国の法律が優先するということですが、条例はどの条例も一緒です。

ですから、この条例をつくる時に、一番大事なことは、人が代わっても、時代が変わっても揺るぎない基本とするものが1つあるということ。もう1つは、時代の変遷であったり、あるいは人が代わっていったりしたときに、柔軟的に物事を捉えていくというこの2つについて、自治基本条例の中にどう活かせるかということが大事なことはないかと思います。当然この条例については、改正も廃止も議会の中でできるわけですので、一言一句を変えることは後々までできないということはありません。

ゆえに、基本として揺るぎない部分と、柔軟的にその時代の背景を映した部分を精査していかなければいけない。その部分が、最高規範にするか、しないかというところにもつながってくるのではないかと推察させていただきました。今後、最後の項目まで行ったときに、今以上の多くの皆さんのご意見、議論を要する条項がたくさん出てくると思っています。

そのときに、委員の皆さんの闊達な意見と、精力的な議論をしていただく必要が出てくるというように思っています。そのときこそ、この委員会の一番大事な部分を迎えると思います。その日、その時まで、ぜひ知恵を蓄えていただきたいという思いをいたしまして、本日の終りの言葉にかえさせていただき次第でございます。

本日は、どうもお疲れさまでございました。ありがとうございました。